

インフルエンザによる出席停止生徒の出席許可書

年 組 番生徒氏名

上記生徒は、疾患名 インフルエンザ のため、学校保健安全法第19条の規定により
 月 日 から出席停止となっていましたが、出席停止期間を終えて体調も回復しましたので
 月 日 より出席します。

愛知県立蒲郡東高等学校長 殿

令和 年 月 日

保護者氏名 ㊞

受診した
医療機関名

※ インフルエンザについては、出席停止期間を終えて体調が回復してから登校して下さい。停止期間を経過しないと他の生徒へ移す可能性があるため、早めの登校はおやめ下さい。その際、この用紙を保護者の方で記入して学校（担任）に提出して下さい。

（インフルエンザに関しては、医者による証明は不要です。）

【インフルエンザによる出席停止の期間の例】

出席停止の 期間の基準	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
----------------	---

・発症後2日目に解熱した場合（児童・生徒）

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出席
		解熱	1日目	2日目		可能

※ 幼児も出席可能

・発症後4日目に解熱した場合（児童・生徒）

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		出席
				解熱	1日目	2日目	可能

※ 幼児はさらに1日後

※ ただし、病状により学校医やその他の医師が感染のおそれがないと認めた場合には出席可能